

企画競争実施の公示

令和4年8月4日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書を受け付けます。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業 「ショーケースの魅力度向上事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和5年3月10日（金）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

住所：〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail：sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL：0859-21-1502 / FAX：0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）

- ・業務項目別の経費概算
 - ・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
- 提出期限：令和4年8月15日（月）17時00分（必着）
- 提出場所：（1）に同じ。
- 提出方法：郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。
- (4) ヒアリング実施の有無 無
- (5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準
- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
 - ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
 - ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
 - ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
 - ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
 - ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
 - ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。
 - ・概算予算額：2,000万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到着しなかった企画提案書は、いかなる理由があっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、（一社）山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、（一社）山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、（一社）山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。

- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として企画提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・ 問い合わせ先：3.(1)に同じ(担当：森本)
 - ・ 問い合わせ方法：電話又は電子メール
 - ・ 問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業 「ショーケースの魅力度向上事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和5年3月10日

3. 業務の目的

(一社) 山陰インバウンド機構では、山陰で外国人が求める日本らしさを有するエリアを「重点エリア」として選定し、重点エリアにある体験型・滞在型のコンテンツを機構の海外向け WEB サイト上に構築したショーケース※に収納した。このショーケースを通して外国人に山陰の魅力を伝え、山陰への来訪者の増加、滞在、消費の促進を図ってきた。

(※) ショーケースとは「インバウンド(外国人観光客)に刺さる地域の商材の強いもの、或いは、強いものの周辺にあるものをあわせて売るために陳列する」ことと定義

本事業では、これまでの取組みを通じて確認した課題をもとに、更なるショーケースの磨き上げを行い、海外に向けて発信する地域の魅力を高めていくこととする。

〈関連するこれまでの取組〉

〈令和2年度〉

山陰地域において、外国人が求める日本らしさを有する大森・奥出雲・大山・八頭の4エリアを選定し、各エリアの個々の体験コンテンツを関連付けて、滞在を促進させる滞在型コンテンツ(農山漁村滞在プラン、体験プログラム、地産品・ギフトなど)を海外向け WEB サイト(グローバル WEB サイト)内に「ショーケース」として収納。「認知→比較・検討→予約→体験・消費→シェア・口コミ」の消費サイクルに沿ったサイトとして構築・情報発信等を実施。

〈令和3年度〉

構築した Web サイト内の「ショーケース」を活用し、以下の取組を実施。

- ① 外国人に、より刺さりやすい体験コンテンツのブラッシュアップと開発を行い、選りすぐりの体験コンテンツを「ショーケース」内に収納。
- ② 旅行者の来訪意欲を促進するため、重点エリアに「松江エリア」を新たに追加。
- ③ 体験コンテンツ・価格・販売チャネルなどの最適化、及び体験コンテンツを丁寧に伝え、案内するガイドの養成など現地受入体制の強化。

本事業では、これまでの取組みにおける以下の課題認識を踏まえ、その改善・解決に向けて事業

を実施する。

- (1) 体験型・滞在型コンテンツは増え、揃ってきたが、地域での滞在・消費の増加に繋がっていない。
- (2) 地域事業者が主体的にコンテンツの造成・改善に取り組むための意識の醸成、及び知識・スキルが不足している。
- (3) グローバル WEB サイトから体験型・滞在型コンテンツの販売に繋げるための地域側の受け入れ態勢が脆弱。

4. 業務の内容

(1) 新規エリアの選定

前年度までに作成したショーケースに掲載していない「外国人が求める日本らしさ」を有するエリアを新たに選定し、エリア内の体験型・滞在型コンテンツの発掘・磨き上げや、企画開発しグローバル WEB サイトのショーケースに収納できるように構築する。

(2) 既存エリアの磨き上げ

前年度までに作成したショーケースのエリア内で未掲載のコンテンツの発掘・磨き上げ、及び既掲載のコンテンツを磨き上げ、見せ方の改善などに取り組む。

(3) 各種整備

ショーケースエリアごとの進捗を確認しながら販売チャネルの最適化、ガイドや受け入れのために必要なツール整備などに取り組む地域事業者を支援する。

- (1) ~ (3) の各段階において外国人目線による選定・確認を取り入れ、WEB サイトのデザインは前年度までに作成したものを基本とする。

《詳細内容》

(1) 新規エリア

- ① 「ショーケース」に掲載する体験型・滞在型コンテンツについては、外国人専門家や旅行者などへのヒアリングなどにより抽出した課題を、地域事業者などの関係者と共有し、地域の課題解決につながる体験型・滞在型コンテンツやその見せ方などを企画開発する。
- ② 選定した新規の体験型・滞在型コンテンツの海外向け WEB ページでの紹介の仕方や OTA (ONLINE Travel Agent) などでの販売に向けた様々な品質向上を支援すること (魅力的なコンテンツに造成し、的確に伝える)。
- ③ WEB 販売などの反応や外国人専門家や外国人によるモニターツアーから得られた課題・改善点などをもとに、地域事業者による売れる「ショーケース (重点エリア)」に向けて改善する。

(2) 既存エリア

- ① 既に「ショーケース」に掲載されているが、予約導線などが改善できていない、あるいは掲載されていない体験型・滞在型コンテンツについて、外国人専門家や旅行者などへのヒアリングにより抽出した課題を、地域事業者などの関係者と共有し、地域の課題解決につながる体験型・滞在型コンテンツや、その見せ方などを企画開発する。
- ② 既存エリアで過年度に見直し改善などに取り組んでいない、あるいは、未掲載の体験型・滞在型コンテンツの WEB ページでの紹介の仕方や OTA などでの販売に向けた地域事業者による品質向上の取組みを支援する（魅力的なコンテンツに造成する）。
- ③ WEB 販売などの反応や外国人専門家やモニターツアーから得られた課題・改善点などを基に、地域事業者による売れる「ショーケース（重点エリア）」に向けて改善する。

〈参考：コンテンツ造成手順〉

Step1：外国人専門家の意見なども聞き取りながら地域の観光資源を抽出

Step2：抽出した観光資源を活用した滞在型・体験型コンテンツ等を企画・開発

Step3：企画開発した体験型・滞在型コンテンツを外国人の専門家などのモニターツアーにより
求評しコンテンツの内容・見せ方などを改善する

Step4：ショーケースを介した消費者の流入～購入に至る経路を最適化する

[取組みの具体例]

- ・モニターはメインターゲットに想定する台湾・香港・中国・韓国及び欧米豪を意識した人材の活用とともに、訪日客と活用は依然不確定なため、国内在住外国人も想定して、事前の SNS 等での募集などにより参加者を選定する。
- ・商品価値の最大化（より期待値・満足度を上げる要素の追加）を図ることを目的とする。
- ・魅力的なショーケースにするため、マーケティング的要素の磨き込み（立体的に魅力が伝わる写真、魅力的な紹介文章やそれらを組み合わせた魅力的な説明の仕方を意識した PR 資料の制作や WEB サイト内での PR 方法の検討など）を行う。
- ・地域事業者との連携を強化し、取組みを支援することで効率的に造成・改善を行う。

(3) 各種整備

- ① スキルアップのため、体験型・滞在型コンテンツ事業者と販売に向けた現状・改善点について共有し、事業者だけでは対応が困難な事項（外国人目線による翻訳や、外国人に伝わり易い情報提供方法、WEB マーケティングなどデジタル環境に対応したスキル全般）について、地域事業者等を支援するためセミナー等を集合または個別指導などにより実施する。
- ② SNS などに関心を喚起したユーザーのショーケースへの流入～消費に至る一連の流れの最適

化のための改善に取り組む。

- ③ 体験コンテンツの満足度を最大化（＝良質な口コミを量産）するために、ガイドなど現地の受入体制強化にも取り組む。
- ④ 本事業で造成あるいは見直し改善等整備に携わった体験型・滞在型コンテンツの OTA 等の予約システムへの掲載などに係る指導を行う。

【留意事項】

・モニター実施に際しては、外国人旅行者や外国人向けツアーリーダーの視点での体験・コースの目利きや組み合わせ、コンテンツのみならず宿泊施設や飲食など旅程全体を構成できる人を想定。なお、渡航制限や国内移動の状況によって国内在住外国人、あるいはオンライン開催も想定するので、実施にあたり、事前に山陰インバウンド機構と確認・調整すること。

5. 目標と成果の指標

【アウトプット】

- (質の改善) 「ショーケース (重点エリア)」の改善改良 : 5 エリア
体験コンテンツ改良 : 20 件
造成・改善し OTA 等の販売チャンネルに掲載したコンテンツ : 30 件
- (量の増加) 「ショーケース (重点エリア)」の掲載件数 : 1 エリア
体験コンテンツ件数 : 10 件
体験型プログラム等のガイド育成件数 : 5 地区 10 人

【アウトカム】

- 体験コンテンツの延べ販売数・売上額 :
30 件 : 12,000 千円 (訪日外国人) ・ 30 件 : 12,000 千円 (日本人)
- 新規・改良体験コンテンツのガイド登録者の増加 延べ : 30 名

6. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・ 事業実施報告書 (A 4 版) 5 部 (紙媒体)、及びその電子データ
- ・ 本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和 5 年 3 月 10 日 (金)

なお、作成にあたっては、以下について留意すること

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること

③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

- (1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」 「DISCOVER ANOTHER JAPAN」 のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること